

（仮称）寒川町公共施設等総合管理計画

内部策定委員会（中間案）からの変更点

経 過

平成28年9月、町職員で構成される（仮称）寒川町公共施設等総合管理計画内部策定委員会は、内部策定委員会としての中間案を公表しました。

それに対するご意見をいただき、さらに内部検討を深めたことを踏まえ、大きく次の2点について変更しました。

1. 町営プールの存続について

- （1）中間案では、町営プールを同規模で造り替えた場合と、学校プールに幼児用プールを併設した場合のコストを比較検討した結果、町営プールを廃止し、学校プールを一般利用できるよう改修するとしました。
- （2）しかし、町営プールを廃止する場合、用地を原状回復して（更地に戻して）企業庁に返還しなければなりません。原状回復するには、さらにコストがかかると見込まれています。
- （3）さらに、中間案に対して、町民等から町営プール存続の要望が強く寄せられています。
- （4）そこで、原状回復費用と改修費用とのコスト比較を行った結果、町営プールを一部縮小した上で改修し、存続することとします。

2. 学校プールについて

- （1）中間案では、学校プールに幼児用プールを設置し、一般の利用ができるよう改修するとしました。
- （2）しかし、町営プールを改修し存続することとするため、学校プールは既存の改修にとどめ、更新費用を抑えることとします。